

2021年6月7日

自家消費型太陽光発電設備に対する
再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収に関する提言書

一般社団法人日本 PV プランナー協会
理事長 石丸 貴樹

今国会における地球温暖化対策推進法改正案の成立によって2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記されたこと、また菅総理大臣によって2030年に向けた気候変動対策目標の引き上げが示されたことを受けて、太陽光発電事業に関わる私どもとしてもその実現に向け最大限の行動を図ろうと考えております。太陽光発電は国内のあらゆる場所で再生可能エネルギーを生み出すことが出来る技術として、カーボンニュートラルの実現に向けた国産のクリーンエネルギーを生み出していくことに繋がると確信しています。

そうした中で、昨今は再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会等において再生可能エネルギー発電促進賦課金に関する論点として、私どもが強く懸念するテーマの議論が行われていることから、本提言書をまとめさせていただきました。

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の徴収に関する議論への懸念

2021年3月22日に開催された再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第30回）において、「需要家による再エネ活用推進のための環境整備」とする事務局資料の中でいわゆるオフサイト型 PPA に関する再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、再エネ賦課金）徴収の議論が提示されていました。また、その直前に開催された第31回電力・ガス基本政策小委員会では、オフサイト型 PPA やオンサイト型 PPA/自家消費からの再エネ賦課金徴収についての言及もありました。

再エネ賦課金は広く電力需要家が負担することによって再生可能エネルギーの普及拡大を図るための仕組みとなっていますが、オフサイト型 PPA やオンサイト型 PPA/自家消費がその負担を免れる取り組みであり、追加的に再エネ賦課金を徴収すべきと言う議論に私どもは強く懸念を表明いたします。

2. 再生可能エネルギーの導入拡大を図るための制度構築を

再エネ賦課金は FIT 制度や今後導入予定の FIP 制度を支える仕組みですが、今回の徴収対象拡大の議論は非 FIT/FIP の電源となり得る再生可能エネルギーの導入の足を引っ張ることに繋がることが危惧します。既に FIT 制度の対象となる再生可能エネルギー電源種が縮小されていく中で、そうした支援に頼らない自立的な再生可能エネルギー電源の普及が促されていると見受けられるにもかかわらず、一方でその足を引っ張るような政策を導入

2021年6月7日

することには明らかな矛盾が生じると考えます。そして、これまで以上の再生可能エネルギー電源の大量導入が必要とされる状況下では、むしろその後押しとなる政策措置の実施や経済性向上のための支援こそが検討されるべきです。そこで、私どもは炭素税の導入によるこの双方の問題解決を提案します。

2030年の気候変動対策目標を一つのマイルストーンとして考えたとき、最大限の電化の促進とそこへの再生可能エネルギーの投入が目標達成に向けた重要な手段となります。そこで、直接的には脱炭素を目指す資源への入れ替えが困難な二次エネルギーであるガスや燃料を用いる部分に対して炭素税の形で負担を求め、その徴収したもののから再生可能エネルギーの導入拡大を促進する施策に費用を投じていく仕組みを構築すべきです。もはやこれまでの政策目標とは異次元とも言える新たな目標に向かっていく中で、「電気の話は電気の中で」ということを言っているような段階にはなく、あらゆる分野を横断し総力を挙げて脱炭素化を進めていくという視点が重要です。

従来のエネルギーミックスを前提とした FIT 制度や FIP 制度の考え方と、それをベースとした再エネ賦課金の視野に囚われることなく、脱炭素を目指すための炭素税という一律の視点に揃えた政策の展開を行うべきであると提言いたします。

以上

【本件連絡先】

一般社団法人日本 PV プランナー協会

東京都千代田区二番町 3-10

TEL : 03-6256-9970

MAIL : otoiawase@pv-planner.or.jp